東京大学名誉教授称号授与規則

昭和３９年２月１８日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　東京大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規則の定めるところによる。

（教育研究評議会の議決）

第２条　名誉教授の称号の授与は、教育研究評議会の議決による。

（名誉教授の資格要件）

第３条　名誉教授の称号を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1)　東京大学（以下「本学」という。）の総長又は教授として在職５年以上で退職したこと。

(2)　本学における功労が大であること。

(3)　学術上又は教育上の功績が顕著であること。

２　名誉教授の称号は、６０歳以上の者に授与されるものとする。

（名誉教授候補者の推薦）

第４条　第３条の規定に該当し名誉教授の称号を授与することを適当と認める者があるときは、関係の大学院の研究科長（研究科以外の教育研究上の基本となる組織の長を含む。以下同じ。）、附置研究所長、学内共同教育研究施設の長、国際高等研究所に置かれる研究機構の長、学際融合研究施設の長、全国共同利用施設の長又は学術経営本部長（以下「部局長等」という。）は、その者を名誉教授候補者として総長に申し出るものとする。

２　前項の申し出は、各部局教授会（運営委員会及び学術経営本部会議を含む。）の議を経るものとする。

３　第１項の申し出があつたときは、総長は、これを教育研究評議会の議に付さなければならない。

（名誉教授の資格要件及び推薦の特例）

第５条　本学の総長又は教授として在職した者で、本学における功労が特に著しく、かつ、学術上又は教育上の功績が卓越した者は、第３条第１項の規定にかかわらず、名誉教授の称号を受けることができる。

２　前項の規定を適用することを適当と認める者があるときは、関係の部局長等は、これを総長に申し出るものとする。この申し出については前条第２項を準用する。

３　前項の申し出があつた場合において、その者に名誉教授の称号を授与することを適当と認めるときは、総長は、その者を名誉教授候補者として教育研究評議会の議に付するものとする。

（説明及び選考委員会への付託）

第６条　名誉教授候補者が教育研究評議会の議に付されたときは、選考委員会の審査に付託しなければならない。

２　第５条の規定による名誉教授候補者については、総長がその者について説明をするものとする。

（選考委員会の組織）

第７条　選考委員会は、評議員のうちから大学院の各研究科長及び各附置研究所長をもつて組織する。

２　選考委員会の委員長は、委員の互選により定める。

（審査及びその報告）

第８条　選考委員会は、委員以外の関係する部局長等を説明のために出席させることができる。

２　選考委員会の審査が終了したときは、委員長は、審査の経過及び結果を教育研究評議会に報告しなければならない。

（表決の時期）

第９条　名誉教授の称号の授与に関する案件は、前条の規定による委員長の報告があつた教育研究評議会の次の教育研究評議会において表決に付するものとする。ただし、評議員中に異議がないときは、委員長の報告の後、その教育研究評議会において表決に付することができる。

（表決の方法）

第１０条　表決は、各名誉教授候補者ごとに、無記名投票により行なう。

（議決の要件）

第１１条　名誉教授の称号の授与の議決をするためには、評議員定数の２分の１を超え、かつ、外国出張中の者を除く評議員総数の４分の３以上の者が出席し、出席者の４分の３以上の者の賛成がなければならない。

（称号の取消し）

第１２条　総長は、名誉教授の称号を授与された者が、本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合又は故意若しくは重大な過失により本学に損害を与えた場合その他これらに準ずる行為を行ったと判断した場合は、教育研究評議会の議を経て、名誉教授の称号を取り消すことができる。

２　教育研究評議会が名誉教授の称号の取消しの議決を行うときは、表決によるものとし、前２条の規定を準用する。

附　則

１　この規則は、昭和３９年４月１日から施行する。

２　名誉教授推薦内規（大正１４年６月１６日評議会決定）は、廃止する。

附　則

1　この規則は、平成１４年２月１日から施行する。

2　平成１４年３月３０日以前に退職等した者に係る名誉教授の資格要件については、改正後の東京大学名誉教授称号授与規則第３条及び第５条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１６年４月２７日から施行し、改正後の東京大学名誉教授称号授与規則の規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２２年１月２１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年３月２９日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

了解事項

1　規則第５条の特例については、次の資格要件に該当する者を、名誉教授称号授与候補者として申し出ることができるものとする。

(1)　部局長等の経験者

(2)　ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞、日本芸術院賞等の受賞者

2　規則第７条第２項の選考委員会委員長の互選については、大学院の各研究科長及び各附置研究所長の官制順による輪番制とする。

3　規則第４条第１項及び第５条第２項の推薦において、学術経営本部長の申し出については、申し出に係る者が東京大学基本組織規則第１６条、第１７条及び第１８条に基づく室等について（令和８年３月１９日総長裁定）に定める室及び組織に所属した者である場合であって、関係の大学院の研究科長、附置研究所長、学内共同教育研究施設の長、国際高等研究所に置かれる研究機構の長、学際融合研究施設の長又は全国共同利用施設の長が申し出ることができないときに限り、行うことができるものとする。

4　前項の場合において、申し出に係る者がその職務の実質において事務的な性格が非常に強い者であるときは、当該者の資格要件の審査にあたっては、学術上又は教育上の功績について、個別に判断するものとする。

沿革

東京大学名誉教授称号授与規則

体系情報

□第２編　総務及び人事
　▽第２章　人事

沿革情報

◆昭和３９年０２月１８日　　評議会可決
◇昭和３９年０４月０１日
◇昭和６２年０３月１７日
◇平成０２年０３月２０日
◇平成１３年１２月１８日
◇平成１６年０４月２７日
◇平成２２年０１月２１日
◇平成２４年０３月２９日
◇令和０３年０３月１８日
◇令和０６年０９月２６日
◇令和０８年０３月１９日